

問19 日本人が現在摂取している程度の水銀は健康に影響があるのですか。

答

摂取している水銀を全てメチル水銀と仮定した場合、平成11年～平成20年の1日摂取量調査における水銀の摂取量は食品安全委員会が設定した妊婦を対象としたメチル水銀の耐容量の57%となります。

この食品安全委員会によるメチル水銀の耐容量は、懸念される胎児に与える影響を十分保護できる量であることから、平均的な食生活をしている限り、健康への影響について懸念されるようなレベルではないものと考えています。

食品安全委員会の妊婦の耐容量  $2.0 \mu\text{g}/\text{kg}(\text{体重})/\text{週}$

$\rightarrow 100 \mu\text{g}/(\text{ヒト(体重}50\text{kg}) \cdot \text{週})$

1日当たりに換算すると  $100 \mu\text{g} \div 7 \text{日} = 14.3 \mu\text{g}/(\text{ヒト}\cdot\text{日})$

平均的な1日水銀摂取量  $8.2 \mu\text{g}/(\text{ヒト}\cdot\text{日}) \div 14.3 \mu\text{g} \times 100 = 57\%$

問20 クジラ、イルカの水揚げ地の住民を対象とした調査で、毛髪の水銀濃度が高かったことが報告されたと聞きましたが、どのような内容ですか。これらの地域では、クジラ、イルカを比較的多食する習慣がありますが、健康影響はないのでしょうか。

答

1. 国立水俣病総合研究センターが、クジラ、イルカの水揚げ地のひとつである和歌山県東牟婁郡太地町の要請を受けて実施した調査の結果が平成22年5月に公表されています。

この調査によれば、太地町住民の毛髪水銀濃度は、同センターが我が国における一般的な毛髪水銀濃度を把握するために実施した国内14地域の調査と比べると顕著に高く、それがクジラやイルカの摂取と関連することが示唆されましたが、メチル水銀中毒の可能性を疑わせる者は認められなかったとされています。

2. しかしながら、同調査では毛髪の水銀濃度の非常に高い方が認められることから、今後も健康影響調査を継続することを検討するとされており、厚生労働省でも今後の調査結果に注目するなど、魚介類からの水銀の摂取とその健康影響に関する知見の収集に今後とも努めていくこととしています。

詳細は、国立水俣病総合研究センターのホームページをご覧ください。

URL : [http://www.nimd.go.jp/kenkyu/report/20100427\\_taiji\\_report.html](http://www.nimd.go.jp/kenkyu/report/20100427_taiji_report.html)

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

問21 一部のクジラ、イルカなど水銀の含有量の多い魚介類を比較的多食する習慣のある地域があるようですが、妊婦以外は魚介類の摂取量に注意しなくていいのでしょうか。

答

1. 厚生労働省が実施している食品中の汚染物質の一日摂取量調査によれば、平均的な日本人の水銀摂取量は健康への影響が懸念されるようなレベルではありませんが、一部のクジラ、イルカなど特に水銀含有量の多い魚介類については、偏って摂取しないなど、バランスの良い食生活を心がけることが大切です。(問9も御覧下さい。)

なお、国立水俣病総合研究センターの報告によれば、全国14地域での調査による「よく食べる」魚介類は下表のとおりとされています。

2. クジラ、イルカを含め魚介類は良質なタンパク質及びカルシウム、鉄などの栄養素を豊富に含んでいます。また、DHA、EPA、タウリンなどの機能成分が含まれています。DHA等の高度不飽和脂肪酸がその他の食品に比べ一般に多く含まれ、また、カルシウム等の微量栄養素の摂取源である等重要な食材です。特に水銀含有量の高い魚介類を偏って多量に食べることを避けて水銀摂取量を減らしつつ、魚食のメリットを活かしていくことが望されます。

表 国内14地域で消費される魚介類の順位  
 「太地町における水銀と住民の健康影響に関する調査  
 (平成21年度報告書)」より抜粋

順位	魚種	%	順位	魚種	%
1	サケ	62.0	13	カツオ	20.4
2	サンマ	52.3	14	ブリ	19.3
3	サバ	50.7	15	ウナギ	17.4
4	マグロ	47.9	16	カニ	15.4
5	イカ	47.0	17	タイ	13.9
6	煮製品	44.6	18	ヒラメ	7.5
7	アジ	42.8	19	ホッケ	5.3
8	エビ	40.4	20	タチウオ	4.2
9	タコ	30.6	21	アユ	2.5
10	イワシ	29.0	22	コイ	0.9
11	カレイ	27.9	23	クジラ	0.7
12	貝類	24.8			

数値は、アンケート調査により「よく食べる」との回答した比率

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

【周知の方法など】

問22 本注意事項及びQ & Aの周知及び正確な理解について、どのような施策を講じていますか。

答

- 1 本注意事項、Q & A及び妊婦を対象としたパンフレットを作成し、厚生労働省のホームページに掲載し、周知を図っているところです。
- 2 また、妊婦に注意事項を知っていただくために、母子健康手帳に掲載することを地方自治体に推奨しております。
- 3 厚生労働省としては、本注意事項が妊婦はもちろん、全ての方々に正確に理解されるよう今後とも努めてまいります。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

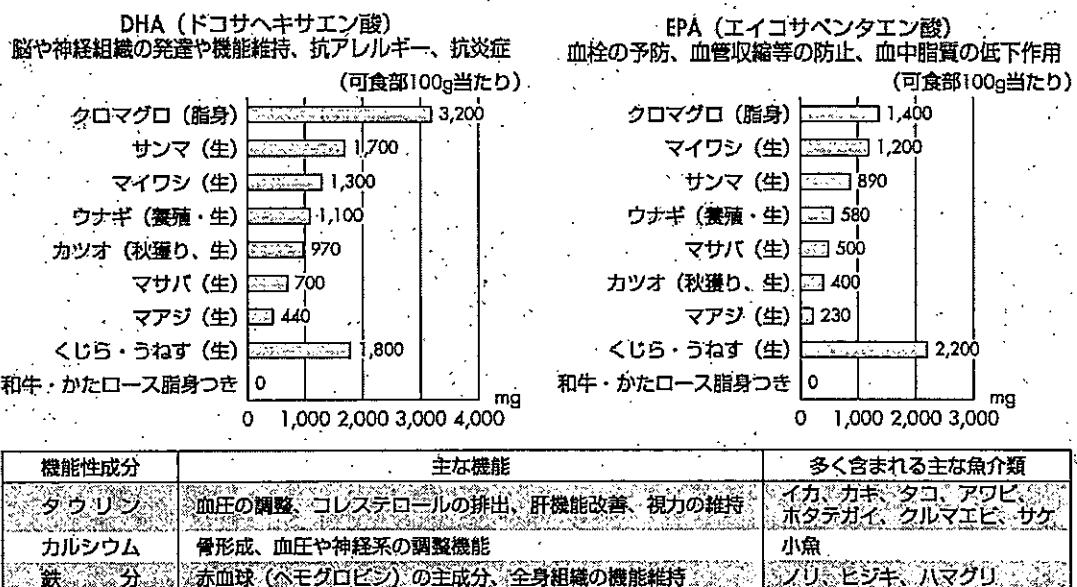
【別添】

参考：魚介類の栄養特性（平成20年度水産白書より抜粋）

(魚が持つ優れた栄養特性)

魚介類には、DHAやEPAといった機能性成分のほか、タウリンやカルシウム、鉄分といった成分も豊富に含まれています。第1節でみたように、魚の脂に含まれる栄養素は、胎児や子どもの脳の発育に重要な役割を果たすという研究成果も発表されています。また、18年には厚生労働省から魚を食べる人ほど心筋梗塞になりにくいといった研究成果が発表されました。水産物に含まれる栄養素は子どもだけでなく、大人にとっても有益なものであり、食事の中でバランスよく摂取することが重要です。

図I-5-1 魚介類の栄養特性



資料：五訂増補日本食品標準成分表

URL : [http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h20/pdf/h\\_1\\_2\\_2.pdf](http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h20/pdf/h_1_2_2.pdf)

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。



平成17年1月2日  
(平成22年6月1日改訂)

## 妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
乳肉水産食品部会

### <魚介類の有益性>

魚介類（鯨類を含む。以下同じ。）は、良質なたんぱく質や、生活習慣病の予防や脳の発育等に効果があるといわれているEPA、DHA等の高度不飽和脂肪酸をその他の食品に比べ一般に多く含み、また、カルシウムを始めとする各種の微量栄養素の摂取源である等、健康的な食生活にとって不可欠で優れた栄養特性を有しています。

なお、魚介類を全く食べない集団では、高度不飽和脂肪酸が欠乏し、小児の知能低下や心臓病のリスクが上昇することが報告されています。

### <魚介類の水銀>

魚介類は自然界の食物連鎖を通じて、特定の地域等にかかわりなく、微量の水銀を含有していますが、その含有量は一般に低いので健康に害を及ぼすものではありません。しかしながら、一部の魚介類については、食物連鎖を通じて、他の魚介類と比較して水銀濃度が高いものも見受けられます。

### <妊婦の方々へ>

近年、魚介類を通じた水銀摂取が胎児に影響を与える可能性を懸念する報告がなされています。この胎児への影響は、例えば音を聞いた場合の反応が1/1,000秒以下のレベルで遅れるようになるようなもので、あるとしても将来の社会生活に支障があるような重篤なものではありません。妊娠している方又は妊娠している可能性のある方（以下「妊婦」という。）は、次の事項に注意しつつ、魚介類を摂食するよう心がけてください。

わが国における食品を通じた平均の水銀摂取量は、食品安全委員会が公表した妊婦を対象とした耐容量の6割程度であって、一般に胎児への影響が懸念されるような状況ではありません。

魚介類は健やかな妊娠と出産に重要である栄養等のバランスのよい食事に欠かせないものです。本注意事項は、妊婦の方々に水銀濃度が高い魚介類を食べないように要請するものではありません。また、本注意事項は胎児の保護を第一に、食品安全委員会の評価を踏まえ、魚介類の調査結果等からの試算を基に作成しました。水銀濃度が高い魚介類を偏って多量に食べることは避けて、水銀摂取量を減らすことで魚食のメリットを活かすこととの両立を期待します。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

妊婦が注意すべき魚介類の種類とその摂食量（筋肉）の目安

摂食量（筋肉）の目安	魚介類
1回約80gとして妊婦は2ヶ月に1回まで (1週間当たり10g程度)	バンドウイルカ
1回約80gとして妊婦は2週間に1回まで (1週間当たり40g程度)	コビレゴンドウ
1回約80gとして妊婦は週に1回まで (1週間当たり80g程度)	キンメダイ メカジキ クロマグロ メバチ（メバチマグロ） エッチュウバイガイ ツチクジラ マッコウクジラ
1回約80gとして妊婦は週に2回まで (1週間当たり160g程度)	キダイ マカジキ ユメカサゴ ミナミマグロ ヨシキリザメ イシイルカ クロムツ

（参考1）マグロの中でも、キハダ、ビンナガ、メジマグロ（クロマグロの幼魚）、ツナ缶は通常の摂食で差し支えありませんので、バランス良く摂食して下さい。

（参考2）魚介類の消費形態ごとの一般的な重量は次のとおりです。

寿司、刺身	一貫又は一切れ当たり	15g程度
刺身	一人前当たり	80g程度
切り身	一切れ当たり	80g程度

目安の表に掲げた魚介類のうち複数の種類を食べる場合には、次のことに御留意ください。

例えば、表に「週に1回と記載されている魚介類」のうち、2種類または3種類を同じ週に食べる際には食べる量をそれぞれ2分の1または3分の1にするよう工夫しましょう。また、表に「週に1回と記載されている魚介類」及び「週に2回と記載されている魚介類」を同じ週に食べる際には、食べる量をそれぞれ2分の1にするといった工夫をしましょう。また、ある週に食べ過ぎた場合は次の週に量を減らしましょう（具体的な食べ方は、本注意事項に関するQ&Aの問12を御覧ください。）。

＜子供や一般の方々へ＞

今回の注意事項は胎児の健康を保護するためのものです。子供や一般の方々については、通常食べる魚介類によって、水銀による健康への悪影響が懸念されるような状況ではありません。健康的な食生活の維持にとって有益である魚介類をバランス良く摂取してください。

＜正確な理解のお願い＞

魚介類は一般に人の健康に有益であり、本日の妊婦への注意事項が魚介類の摂食の減少やいわゆる風評被害につながらないように正確に理解されることを期待します。

なお、今後とも科学技術の進歩にあわせて、本注意事項を見直すこととしています。

正確な御理解のために、本注意事項に関するQ&Aについても御参照をお願いします。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

# 平成 22 年度輸入食品監視指導計画について

平成 22 年 6 月  
輸入食品安全対策室

## 1. 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（食品衛生法（以下「法」という。）第 23 条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

## 2. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

## 3. 重点的に監視指導を実施すべき項目の実施結果

- 輸入届出時の審査による法違反の有無の確認
- モニタリング検査<sup>※1</sup>（平成 22 年度計画：約 8 万 5 千件）
- 検査命令<sup>※2</sup>（平成 22 年 4 月 1 日現在：全輸出国の 16 品目及び 33 力国・1 地域の 125 品目）
- 海外情報等に基づく緊急対応

## 4. 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対して衛生管理対策の確立の要請
- 現地調査や二国間協議を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化

## 5. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入前、初回輸入時及び定期的な自主検査の指導<sup>※3</sup>
- 記録の保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度の検査を厚生労働大臣が命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：原材料管理の検証に資する加工食品の残留農薬等に係る試験法の検討・開発を実施

# 平成 22 年度輸入食品監視指導計画の概要

平成 22 年 6 月  
輸入食品安全対策室

【計画本文】(新たに盛り込んだ事項を下線部で示す。)

## 序 文

平成 21 年度計画に基づく施策の実施状況の概要及び平成 22 年度計画において取り組む施策を記述。

- 平成 21 年 10 月に実施された日中首脳会談において、「日中食品安全推進イニシアティブ」を提案し、中国側から賛意が得られ、担当省庁間で具体的な協議を実施した。  
また、11 月に開催された日中韓保健大臣会合において、三国間の食品安全分野における交流及び協力を強化するための協議の仕組みの設立を内容とした覚書に署名した。
- ポジティブリスト制度の着実な施行のため、
  - ・ 輸入時の検査項目の更なる拡充を図る。
  - ・ 輸出国に対し、生産及び製造加工段階における衛生対策の推進を要請し、必要に応じて、輸出国における残留農薬管理の確認のため、現地調査を行う。
  - ・ 残留農薬等について検査命令の対象となっている食品について、輸出国における残留農薬等管理の検証を目的として、モニタリング検査を強化する。
- 器具、容器包装及びおもちゃについて、おもちゃの規制対象範囲の拡大その他規格基準の改正等を踏まえ、新たに設定された規格基準を中心に、輸入者に対して定期的な自主検査の実施を指導するとともに、モニタリング検査を拡充する。
- BSE 問題について、現地調査結果等を踏まえ、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証する。
- 引き続き輸入者による輸出国段階における自主的な衛生管理の推進を図るとともに、輸出国における衛生対策に関する情報収集を推進し、問題発生の未然防止に努める。

## 1. 目的

「重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって、輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。」

## 2. 適用期間

「平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日」

## 3. 輸入食品等監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法第4条（食品の安全性確保は、国内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸入食品の安全性確保のために、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において講じるべき措置の基本的事項について記述。

#### 4 生産地の事情等からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

(1) 輸入届出の確認、(2) モニタリング検査、(3) モニタリング検査以外の行政検査、(4) 検査命令、(5) 包括的輸入禁止措置及び(6) 海外情報等に基づく緊急対応における本省及び検疫所の役割、実施の手順について記述。

以下、平成22年度計画案における追加事項。

モニタリング検査の強化日から1年間を経過し又は60件以上の検査を実施して同様の法違反事例がない場合は、通常の監視体制とする。

検査命令の解除にあたり、2年間にわたり違反事例がないもの、又は1年間にわたり違反事例がなく、かつ、検査命令の実施件数が300件以上あるものとし、不検出基準に係るものも対象とした。

新たな食品の検査命令対象への追加の公表に当たっては、健康影響についてわかりやすく説明するよう努める。

#### 5 輸出国における衛生対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反の未然防止を図るため、輸出国に対する(1)我が国の食品衛生規制の周知、(2)二国間協議、現地調査等及び(3)技術協力等の取組について記述。

以下、平成22年度計画案における追記事項。

問題発生の未然防止の観点から、計画的に輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する情報を収集するとともに、現地調査により輸出国の衛生対策の推進を図る。

#### 6 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項

食品安全基本法第8条及び法第3条第1項に規定される食品等事業者の責務に照らし、輸入者に対して自主的な衛生管理の推進を図るため、輸入者等に対する(1)基本的指導事項（別表2）、(2)輸入前指導の実施、(3)輸入前指導による法違反発見時の対応、(4)自主検査の実施、(5)輸入食品等の記録の作成及び保存及び(6)食品衛生に関する知識の向上等の指導事項を記述。

以下、平成22年度計画案における追記事項。

輸入前の自主検査の実施を推進する観点から、当該検査結果を4の(1)の検疫所の確認の際に活用する。

## 7 法違反が判明した場合の対応

(1)輸入時、(2)国内流通時の検査等で法違反が発見された場合の対応、(3)再発防止のための輸入者に対する指導、(4)法違反を繰り返す輸入者等に対する営業の禁停止処分、(5)悪質事例の告発及び(6)違反事例の公表等における本省、検疫所及び関係都道府県等の連携、実施の手順について記述。

以下、平成 22 年度計画案における追記事項。

なお、平成 22 年度計画案において、違反事例の公表に関して、輸入者の名称・所在地について  
については 1 年間とした。

法違反が判明した食品等について、検疫所及び都道府県等は共に輸入者に行った指示に  
対し、措置状況の報告を求める。

## 8 国民等への情報提供

輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民等に提供するため、(1)モニタリング計画等に関する情報の提供、(2)本計画に基づく監視結果の公表、(3)食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組等について記述。

## 9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1)食品衛生に関する人材の養成、資質の向上、(2)検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検に係る取組について記述。

以下、平成 22 年度計画案における追記事項。

検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検において、本省は、地方厚生局の助言を得て試験検査等の業務管理に係る点検及び指導を計画的に実施する。

## 厚生労働省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について

(平成21年度)

### 1 意見交換会等の開催

#### (1) 厚生労働省主催の意見交換会等

平成21年度は、以下のとおり、計14回の意見交換会・説明会を開催した。

##### ① 意見交換会型

テーマに係る説明や講演、パネルディスカッション及び会場との意見交換やワークショップの実施

テーマ	開催時期	開催場所	共催
食品添加物 (3回)	平成21年 7月 平成21年11月 平成21年12月	秋田 徳島 大分	食品安全委員会、秋田県 食品安全委員会、徳島県 食品安全委員会、大分県
食中毒 (2回)	平成21年 8月 平成21年 9月	広島 愛知	食品安全委員会、広島市 食品安全委員会、愛知県、岡崎市
カドミウム (2回)	平成21年11月	大阪、東京	
輸入食品の安全性確保 (4回)	平成21年10月 平成21年10月 平成22年 1月	長崎 富山 大阪、東京	長崎県 富山県

##### ② 現地視察型

横浜検疫所輸入食品検疫・検査センター・総合衛生管理製造過程承認施設等の見学

テーマ	開催時期	開催場所
HACCPに基づく衛生管理 (2回)	平成21年 8月 平成22年 1月	静岡 栃木
輸入食品の安全性確保 (1回)	平成21年 8月	神奈川

(2) 関係府省及び都道府県等主催の意見交換会等への参加  
担当官を講演者、パネリスト等として派遣した。(計15回)

①関係府省主催の意見交換会等への参加			
・カンピロバクター・ジェジュニ／コリ(食品安全委員会)	2回		
・体細胞クローニング(農林水産省)	11回		計13回
②都道府県等主催の意見交換会等への参加			
・食品安全セミナー(秋田県)	1回		
・食の安全フォーラム(山形県)	1回		計2回

## 2 情報の発信

### (1) ホームページによる情報発信

厚生労働省のホームページ上の「食品安全情報」において、報道発表資料、食品の安全に関するQ&A、審議会等の会議資料、食品安全に係る施策の情報などを掲載している。平成21年度は、ホームページの掲載内容について、より分かりやすいものとなるよう、整理を行った。

「食品安全情報」URL:

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

### (参考) 平成21年度ホームページ閲覧回数

タイトル	閲覧回数(回)
食品安全情報トップページ	832,427
分野別施策	1,483,235
意見交換会	43,101
パブリックコメント	39,344
Q & A	65,334
消費者向け情報	35,474
事業者向け情報	63,411
医師・医療機関向け情報	10,162
コードックス	13,953
パンフレット	18,297
子供向けサイト	19,003
食品衛生法違反食品回収情報	147,108
食品健康被害メール窓口	12,916

### (2) パンフレット等の作成・配付

食品の安全に関する各種パンフレット等を作成し、都道府県等を通じて、また、意見交換会等の場を通じて幅広く配付した。なお、これらのパンフレット等はホームページにも掲載し、ホームページからも入手できるようにしている。

平成21年度は、以下の内容のパンフレット等を作成・改訂した。

・「食品安全確保に関する取組(改訂版)」

・「正しく知ろう! 食の安全 食中毒を防ぐ(小学校高学年用)(改訂版)」

・「正しく知ろう! 食の安全 食中毒を防ぐ(指導用)(改訂版)」

- ・「これからママになるあなたへ」
- ・「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」

### 3 意見募集(いわゆるパブリックコメント)の実施

「平成22年度輸入食品監視指導計画(案)」、「食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正(食品中のカドミウムの規格基準の一部改正)」、など計47件の意見募集を実施した。

### 4 関係府省との連携

4府省(内閣府食品安全委員会、農林水産省、環境省、厚生労働省)のリスクコミュニケーション担当官連絡会議を月2回程度の頻度で開催し、情報交換を行うなど、関係府省が連携してリスクコミュニケーションの推進を図っている。  
なお、平成21年9月より消費者庁がオブザーバーとして参加している。

### 5 関係団体の会合における講演や意見交換

消費者団体や食品関係団体等が開催する会合に担当官が参加し、講演や意見交換を行った。(計107回)

### 6 その他

#### (1)リスクコミュニケーション担当者の研修

国立保健医療科学院食品衛生管理コースにおいて、リスクコミュニケーションに関する科目を設け、都道府県等の食品衛生監視員に対する講習を実施した。

#### (2)食育

- ・第4回食育推進大会(平成21年6月、島根県島根市・内閣府主催)に参加し、パンフレットの配付等を行った。

- ・平成21年度健康教育行政担当者連絡協議会(文部科学省主催)において、自治体の学校給食関係者に対し、食品添加物に関する説明を行った。

#### (3)子ども霞が関見学デー

平成21年度子ども霞が関見学デー(平成21年8月)において、「ゲームで学ぶ食の安全」を2日間にわたり開催し、小中学生(239名)を対象にゲームを通じて食品の安全について学ぶ機会を設けた。

#### (4)食品安全モニター

内閣府食品安全委員会の依頼を受けた「食品安全モニター」の報告のうち、食品安全部の所掌事務と関連するものについては、当部で回答を作成して内閣府食品安全委員会事務局に提出した。

また、食品安全モニター会議に担当官が出席し(10回)、食品安全部の所掌事務と関連する質問等に対応した。

## 平成22年度リスクコミュニケーション事業運営方針

### 1 意見交換会の開催等

全国各地で消費者等を対象に輸入食品等の安全性の確保等をテーマとする意見交換会を適宜開催する。

### 2 情報の発信

#### (1) ホームページの充実

「食品安全情報」を利用しやすく、分かりやすい内容となるよう努める。また、厚生労働省動画チャンネル「YouTube」を活用する。

#### (2) パンフレット・DVD 等の作成・改訂

食品の安全性の確保のための取組を紹介するパンフレット等を作成・改訂し、ホームページからダウンロードを可能とするなど利用を促進する。

### 3 意見募集(いわゆるパブリック・コメント)等の実施

規制の設定又は改廃等に係る意見募集(いわゆるパブリック・コメント)及びその結果の公表を着実に実施する。

### 4 その他

#### (1)関係府省、都道府県等、関係団体主催の意見交換会への参加

#### (2)関係府省等との連携、消費者団体・事業者団体等との交流の促進

#### (3)リスクコミュニケーション担当者への研修、子ども向けの情報提供、モニターリング制度の活用、情報の公開などの実施

食品衛生分科会における審議対象品目の処理状況について(報告)

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況	WTO通報の状況	備考
3月3日	動物用医薬品	1 d-クロプロステノール	パブリックコメントの対象外	WTO通報の対象外	
		2 イミドカルブ	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見なし	平成22年2月4日～ 平成22年4月5日
		3 オラキンドックス	試験法と合わせて実施予定		平成22年4月7日～ 平成22年6月5日
		4 セフキノム	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見有り	平成22年4月7日～ 平成22年6月5日
3月3日	添加物	1 2-エチル-5-メチルピラジン	平成22年4月21日～ 平成22年5月20日	意見なし	平成22年4月8日～ 平成22年6月6日
		2 イソペンチルアミン	平成22年4月21日～ 平成22年5月20日	意見なし	平成22年4月8日～ 平成22年6月6日
		3 ケイ酸マグネシウム	平成22年4月21日～ 平成22年5月20日	意見なし	平成22年4月8日～ 平成22年6月6日
9月30日	農薬	1 インドキサカルブ	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見有り	平成21年12月4日～ 平成22年2月2日
12月2日	農薬	1 ジメテナミド	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見なし	平成22年2月4日～ 平成22年4月5日
		2 プロスルホカルブ	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見なし	平成21年12月4日～ 平成22年2月2日
		3 メタラキシル及びメフェノキサム	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見有り	平成21年12月4日～ 平成22年2月2日
		4 オキサジアゾン	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見有り	平成22年2月4日～ 平成22年4月5日
		5 テブフェノジド	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見有り	平成22年2月4日～ 平成22年4月5日
		6 トリフロキシストロビン	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見有り	平成21年12月4日～ 平成22年2月2日
		7 ピリブチカルブ	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見有り	平成22年2月4日～ 平成22年4月5日
		8 エスプロカルブ	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見なし	平成21年12月4日～ 平成22年2月2日
		9 メタアルデヒド	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見有り	平成22年2月4日～ 平成22年4月5日
3月3日	農薬	1 スピロテトラマト	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見なし	平成22年2月4日～ 平成22年4月5日
		2 プリブルキナゾン	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見なし	平成22年4月7日～ 平成22年6月5日
		3 アセタミブリド	平成21年3月19日～ 平成21年4月17日	意見有り	平成21年3月11日～ 平成21年5月9日
		4 ミルベメクチン	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見なし	平成22年2月4日～ 平成22年4月5日
		5 アミスルプロム	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見なし	平成22年4月7日～ 平成22年6月5日
		6 トリルフルアニド	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見なし	平成22年4月7日～ 平成22年6月5日
		7 ブタミドホス	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見なし	平成22年2月4日～ 平成22年4月5日
		8 イプロベンホス	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見なし	平成22年4月7日～ 平成22年6月5日
		9 フルアクリピリム	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見なし	平成22年4月7日～ 平成22年6月5日

